

国立大学法人東京学芸大学教育研究経費配分基準に基づく取扱いの一部改正について

改正理由：令和3年12月9日施行の本基準の一部改正に伴う字句修正のため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																								
<p>〔省略〕</p> <p>第1 「教育研究基礎経費」は、毎年度、大学教員（大学院連合学校教育学研究科専任教員を除く。）、特任教員及びクロスアポイントメント制度の適用を受けた教員（以下「クロスアポイントメント教員」という。）に配分する。ただし、プロジェクトを担当する専任教員等で、配分の適否について判断を要する場合は、教育研究評議会予算専門委員会で検討する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 年度途中に採用された教員については、前項各号に規定する額の50%を基本額として配分し、残りの50%を着任の月からの月数割で配分する。（<u>第2(1)</u>の経費配分において同じ。）</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>（1）「授業基礎経費」については、次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">配分先</th> <th style="text-align: center;">教員一人当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する教室又は教職大学院</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属するセンター</td> <td style="text-align: center;">95,000円</td> </tr> <tr> <td>教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員</td> <td>教員個人</td> <td style="text-align: center;">95,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）〔省略〕</p> <p>（3）「授業諸経費」については、以下のとおり配分し、残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分教室に、大学院分は専攻等に配分する。</p> <p>①～⑥ 〔省略〕</p>	対象	配分先	教員一人当たり単価	毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円	教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円	教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円	<p>〔省略〕</p> <p>第1 「教育研究基礎経費」は、毎年度、大学教員（大学院連合学校教育学研究科専任教員を除く。）、特任教員及びクロスアポイントメント制度の適用を受けた教員（以下「クロスアポイントメント教員」という。）に配分する。ただし、プロジェクトを担当する専任教員等で、配分の適否について判断を要する場合は、教育研究評議会予算専門委員会で検討する。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 年度途中に採用された教員については、前項各号に規定する額の50%を基本額として配分し、残りの50%を着任の月からの月数割で配分する。（<u>第2(3)</u>の経費配分において同じ。）</p> <p>第2 「授業経費」は、次の各号に区分し配分する。なお、授業とは、学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生を対象に開設される授業科目をいう。</p> <p>（1）「授業基礎経費」については、次の表のとおり配分する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">配分先</th> <th style="text-align: center;">教員一人当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属する教室又は教職大学院</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）</td> <td>所属するセンター</td> <td style="text-align: center;">95,000円</td> </tr> <tr> <td>教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員</td> <td>教員個人</td> <td style="text-align: center;">95,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）〔省略〕</p> <p>（3）「授業諸経費」については、以下のとおり配分し、残額が生じた場合は、別紙1に基づき積算した額を、学部分教室に、大学院分は専攻等に配分する。</p> <p>①～⑥ 〔省略〕</p>	対象	配分先	教員一人当たり単価	毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円	教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円	教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円
対象	配分先	教員一人当たり単価																							
毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円																							
教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円																							
教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円																							
対象	配分先	教員一人当たり単価																							
毎年度4月1日現在、教室又は教職大学院に所属する教員（特任教員を含む。）	所属する教室又は教職大学院	100,000円																							
教室又は教職大学院に所属していないセンターの教員で、毎年度4月1日現在、授業担当予定の教員（特任教員を含む。）	所属するセンター	95,000円																							
教室、教職大学院又はセンターに所属しないクロスアポイントメント教員	教員個人	95,000円																							

〔省略〕

附 則

この取扱いは、令和4年2月16日から施行し、令和4年度教育研究経費の配分から適用する。

〔省略〕